

香美市行政改革検討委員会設置要綱

平成18年3月1日

告示第119号

(設置の目的)

第1条 地方行財政の厳しい現状をふまえ、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、香美市行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、香美市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議し、市長に提言する。

(委員)

第3条 委員会の委員は12人以内とする。

2 委員は、市政について優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 会長は、緊急の必要がある場合又はやむを得ない事情がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、委員会の会議に代えることができる

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に招集される会議は、第 6 号第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成 23 年 3 月 17 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 15 日告示第 103 号)

この告示は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 13 日告示第 60 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 16 日告示第 46 号)

この告示は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。